

# 平成29年度 第2回 美しい県土づくり推進委員会

## - 議事録 -

日 時：平成29年11月6日（月） 午後14:00～16:30

場 所：山梨県立図書館交流ルーム101

委 員：（敬称略50音順）

### 出席

山梨大学大学院教授	大山 勲
色彩計画家	加藤 幸枝
山梨大学地域未来創造センター長	北村 眞一（委員長）
東京工業大学大学院准教授	真田 純子
甲州市宮光園施設長	三森 哲也

### 事務局

県土整備部技監	望月 一良
同室長補佐	渡辺 一秀
同室長補佐	深澤 修一
同副主幹	新藤 祐一
同主任	志村 佳祐
同技師	中村 隆之
同技師	金山 雄一郎
同技師	広瀬 尚樹

### 次第：

- 1．開会
- 2．あいさつ
- 3．議事  
（1）山梨県公共事業景観形成ガイドライン（仮称）について  
（2）その他
- 4．閉会

### 議事

- （1）山梨県公共事業景観形成ガイドライン（仮称）について  
事務局にて説明。

委員長：

巻頭に掲載する俯瞰図について、A委員いかがか。

委員

山梨県ならではの観点でガイドラインをまとめることを念頭に考えると、山梨県を代表する景観として、富士北麓の湖畔の景観というものがある。湖畔の景観をどうするかは非常に大事。私が前回指摘したのは、山梨県全体の中で、各部門（分野）でそれぞれ景観について検討するが、それぞれに関係性があることが見えれば良いということ。

従って、写真などでも良い。無理に全体を俯瞰したりする必要はないと思う。

道路だとすぐ道路の写真が掲載されてしまうので、そうではなく、風景の中にいろいろな公共物があることが示せれば良い。写真の集積でも良いと思う。

委員長：

山梨県の全てを表現するのは難しい。

湖岸と山があって、全部でなくて部分でもかまわない。

例えば、富士五湖から見える砂防施設とか。ガードレールの白色が目立つとか。

何枚かに分けても良いかも。

事務局：

美しい県土づくりガイドラインの中で、地域ごとの景観配慮のポイントを5地区に分けてまとめている。

委員：

山梨の大観にもある。

全体の図面等には、それぞれの公共物が格好良ければいいのではなく、地域の基調となる風景を壊さないようにすることを示せれば良いと思う。

山が美しく見えるのだったら、山の風景を壊さないだとか。そのためのデザインだということが理解できるようにしたら良い。

最初にそのことが理解されたうえで、細かいところに行くといい。

事務局：

湖畔の水辺や湖畔沿いの道路があって、道路の付属物が景観に配慮されていることだとか、遠くに見える山肌にある堰堤が景観に配慮されているだとか、そういったことが公共物としていろいろ見えるものがあるって、その中で、一体的にこの景観をつくっているということが理解できるものというイメージか。

委員：

国土交通省のまちづくり交付金のイメージ図にそのようなものがあったと思う。参考に

なるのでは。山梨県の各地域の特徴的な景観をデフォルメしてみたらどうか。どういうことを目指しているのか分かりやすいと思う。

委員：

新たにつくる必要もないと思う。山梨の大観や美しい県土づくりガイドラインなどに概念的なものが書かれていると思うので、今までの蓄積を無駄にしない方が良い。

委員：

これまで作成してきたものを再掲するのは別だが、地域の資源を活かし、公共物はあべきだということを書いたら良い。

委員長：

公共事業の推奨色について、ご意見をどうぞ。

委員：

ここで示している公共事業は何を指しているのか。

ガードレールとかの付属物であれば、もっと検討した方が良い。

事務局：

中部地方整備局の資料では公共事業全体を指していると考えている。

委員：

橋なのか学校の校舎なのかでも違ってくる。

推奨色と断言するのは少し言い過ぎだと思う。

概ね、この中に入っていれば変にはならないといった程度。

対象物によって個別に検討すべきだと思う。

既存不適格も相当あると思われる。

委員長：

明度2はかなり光り輝く。これが、全面に塗ってあったらたいへん。

彩度0～2は地味。

物によって全然違うので、無理しない方が良い。

委員：

今までガードレールのガイドラインだったのが、今回、道路付属物のガイドラインになった。対象も広げて、色も見直された。

委員長：

素材色の取り扱いはどうなったのか。

委員：

素材色も尊重する内容となっている。

基本的には低彩度であることが重要なので、この記載内容でも良いと思う。

委員長：

いろいろな例を示すことが大切。

委員：

公共事業をひとくくりにしない方が良い。

事務局：

ここでは、基本的な考えを示すこととし、何にでも当てはまるものではないことを記述することとする。表現を検討する。

委員長：

自転車が走る場所を水色で塗っている。

委員：

あれは、問題。国土交通省が決めた。自転車のガイドラインに書いてしまった。青は良いというエビデンス（根拠）がないまま書いてしまった。金沢では確か違う色を使っていた。違う色を県で決めることは有効だと思う。

事務局：

山梨県では自転車専用通行帯について県警からの要請により赤色（煉瓦色）で塗っている。また、直轄道路では自転車を路肩部分に誘導するピクトグラムや線を水色で塗っている。これは、自転車のガイドラインを元に行っていると考えられる。県内ではこれら色の標記が混ざっているのが現状。しかし、これらについて、今回の景観に関するガイドラインの検討として取り組むのは難しい。

委員長：

これは、標識と同じように全国统一しないといけない。

委員長：

全体通して説明していただきました。内容はこれから詰めていって、12月にもう一回推進委員会を行うということですね。

事務局：

はい。今回調整していただく中で、12月に最終版をご確認いただきたい。

委員長：

ご意見をお願いします。まだ、文章と資料が分かれており、わかりにくい点もあります。

委員：

全体的なことでは1つ。

P3の公共事業における景観の理念の(1)のところで、「ひとつひとつの質を高めていくことが～必要」と書いてあるが、この『ひとつひとつの質を高めていくこと』がどういうことなのかかわからない人向けのガイドラインなので、それをきちんと説明しないといけないと思う。

それが、次の(2)以降に書いてあるのかかわからない。もし、『ひとつひとつの質を高めていくこと』がどういうことなのか(2)～(4)に書いてあるのであれば、(3)は全体の中でどうあるべきかという話なので(3)と(4)は入れ替えた方がよい。

その話と関連して、P12のところ3章のところは、『ひとつひとつの質を高めていくこと』に繋がると思う。現在のガイドラインを見ると「良い景観って何を指しているの」ということがバラバラに書いてある。

まず、良い景観って何か理解していない人にも「こういうものですよ」と伝わるような構成をしっかりと考えてほしい。

それから更に言うと、P12 3-1のところに安全性・利便性・経済性・景観のすべてに配慮と書いてあるが、何が良い景観か理解していない人に、景観に配慮といっても、結局モチーフを造るの？とかそういう間違った解釈を与えてしまいがちなので、どちらかというとなり安全性・利便性・経済性にプラスして環境という言葉を入れないといけないと思う。

後ろの方にも環境という言葉が出て来ているので、ここにも入れて良いと思う。

また、こういうものを全てまとめあげるのが景観だ。とか、ひとつひとつ並列に並べるよりは、一つの形として解を出す。それが、景観なのかなと思う。

今は景観という言葉が既にあるものとして使っているのだけれども、良い景観って何か理解していない人にも伝わるように、定義を考えつつ取組んでいただきたい。

委員長：

景観ということと、デザインするということをはっきりさせる必要がある。

委員：

最初に山梨の景観だと、盆地があって、山があってという話は、景観は景観の話だけど、それ以降はデザインの話、公共物の景観など、デザインと景観という言葉が現在ごっちゃになっている。そのあたりを整理してもらいたい。

委員長：

ここでいう景観という言葉は「見た目」の話になっていたりするから、もう少しそれらをデザインすることが景観だとか整理が必要。

委員：

少なくとも、3 - 1には環境という言葉は入れた方が良い。

委員長：

色とか形を決めていくときに法令が色々出てきて、景観計画が各地域で作ってあって、それらとこのガイドラインの関係ってどうなるのか、難しくなってくる。交通であれば、道路交通法とか道路法とか基準などが出てくる。法律関係でこうしろということと、このガイドラインでいうこうしろというものの関係性をどうつけるか難しい。

少なくとも各地域で作っている景観計画とこのガイドラインとの関係は難しい。そういう関係性はつけない方がいいのかな。

委員：

山梨県の場合は、各市町村の景観計画はそれほど細かい基準にはできていない。こちらのガイドラインは景観計画よりもう一段細かい基準を書くことができる。現在の景観計画は悪いものを排除する程度。このガイドラインはより良いものを造るために細かく定めることができる。そのため、関係性が難しくなるかということそうでもない。

そういった目で現在のガイドラインを見ると、B委員がおっしゃるとおり、景観とデザインがごっちゃになっている。

デザインという言葉を書いていった方が良いと思われる。P5のところに「景観とは」と今書いてあるのだが、そもそもこのガイドラインは色んな要素を読みとってデザインしてくださいという風にしたほうが良くて、P2、P3の理念、P13の法律など後から入り込んできて、言いたいことが見えにくくなっている。あと、コラムなんかも入って来ていますね。

文章でいえば、P3(2)必然性と洗練性とか、その上の(1)もそうだが「ひとつひとつ質を高めていく」としか書かれていない。それをどうするかということが下のところ書いてあるが、具体的なことが何も書かれていない。

委員長：

少なくとも「景観」と「景観をつくる」ということを分けていかなきゃならない。景観をつくるとはデザインであるとか、色々なことを考えながら設計することである。景観形成という、デザインとは違って来る。言葉の定義が難しい。うまく整理していただきたい。

委員：

景観の理論と書いていますが、これは景観の理論であって「デザイン」ではない。デザインする人は、この景観の理論を読んでも「だから、どうしたらいいの？」となる。

委員長：

景観をデザインするという言葉を入れた方が良い。

委員：

例えば、仰角とか囲われ感とかあるが、確かにこういう理論はあるが、実際デザインするときどう使えば良いのか書いていない。

事務局：

P3のところに、なぜ「景観整備」ではなく「デザイン」なのかと書いてあるが、これは『道路のデザイン』から抜き書きした。景観整備という言葉を使わずに整理しようということがここに記されている。

そういう観点からいくと、2章は景観整備のことではなく、基本的な景観の知識を載せようという考え方を持っているものなので、景観とは何かとか記しており、デザインという言葉が出てこないようになっている。

実際にP12 3章から公共事業の景観形成ということで、「景観整備」という言葉を使わずに、「デザイン」という言葉を使っていくという考え方を持っている。

委員長：

やはり、言葉の整理をした方が良い。「景観形成」という言葉が出て来て、「景観づくり」という言葉も出て来て、みんな同じことを言っているけど言葉が違うという場合もあるから、一回整理した方が良い。

委員：

あとは、2章について、本当に必要なものとそうでないものを整理した方が良い。

用語の解説のところ、「内部景観と外部景観」が書かれているが、これは4章の道路のところに入れてしまって良くて、2章については『道路のデザイン』から引っ張って来た内容に引き摺られていて、本当に大切なことが書いていない印象。

例えば、先ほどの『なぜ「景観整備」ではなく「デザイン」なのか』というところも、道路を公共構造物に置き換えただけで、だから途中で沿道地域との関係とか、地域の景観を良くしていく話になっていないので、そんなよそから持ってくるんじゃなくて、もっと考えて書いた方が良いと思う。

委員：

公共事業景観形成ガイドラインという名前は仮称で良いか。もし、これで行くのであれば

ば、「公共事業景観形成とは何か」をまず説明しないとイケない。それを説明しないと、デザインガイドラインの方が良いんじゃないかとなりかねない。

委員：

やりたいことは、「山梨の景観を良くする」という大きい目標があって、先ほどC委員が言われたように景観計画だけでは、悪いものを造れなくするというだけなので達成できない。

「景観的に本当に良いもの」を造っていくときに一番やりやすいのは公共事業で、それを具体的に良いものに作っていくという話なので、『景観形成』というのは、山梨全体景観形成の話になると思われる。それに公共事業がどう寄与するのかという位置付けで書いていく必要がある。

委員：

それを書けば良い。ここでなぜ、景観形成と言うのか。デザインと言ってしまうと単体の話になってしまう。そうではなくて、それら単体のものが地域全体の景観形成に寄与する意図がある。こういった内容を書いた方が良い。

それと、デザインという言葉だけだと周りのことを考えないで、個々を良くしようと思われるので、景観のデザインと書く。景観は周りとの関係なので、そういったデザインになる。関係といっても、場所との関係、経済との関係、環境との関係もある。「関係をよく考えてください」ということが一番重要。

委員：

確かに、それが大事。

委員長：

関係性で難しいのは、良くない建物をいっぱい建てているところに、違うものを造ると違和感があるわけだが、例えばエッフェル塔みたいに最初に造るとみんな「う～ん」と首をかしげることなどがある。

委員：

それは書き方によると思う。周囲に合わせるのではなくて。

だからこそ、山梨の大観が必要なわけで、変わらないものへのどう寄り添うかを考える。そうすれば、100年後に良い景観になる。周囲の変なものに合わせるという意味の関係性ではない。

委員長：

そうですね。



委員：

誤解を与えるような書き方をしないように心掛けなければならない。

委員長：

そういえば、山アテというものが気になった。道路の山アテを考える必要があるのかな。P17のところだが、甲府市内の道路なんて、どこを見ても山に当たっている。山梨では放っておいても山に当たる。平野にゼロから道路を造る場合には言えるのかもかもしれないが。

事務局：

景観室の考えとしては、今から大規模なバイパス整備はほとんどないと思われるが、中規模の改良があった場合に、山アテの概念を山梨県の特長として考慮してもらいたいとの意向から載せている。この内容については是非御意見を伺いたいと思っている。

委員：

記載のされ方が道路設計においてなどとなっているので、新しいバイパス整備の際に山アテをやりなさいとの捉え方になってしまう。

山梨県においては歴史的に山アテを意識的にやっていると思われる路線と、偶然山アテの形になっている路線とそれぞれのパターンがあると思うが、これから必要となってくることは、電柱を撤去するなどして山アテの形状になっている道路をどう整備していくかのほうが重要で、これから作る新しい道路を山アテの概念を意識して造りましょうと言っても無理だと思う。

委員：

山アテという概念がある事を紹介するのは良いと思うが、それを設計に活かしましょうというのでは無く、山が見えるということが景観としてどれくらい重要なのかといったことをちゃんと書いた方が良い。

例えば街中でも沿道の風景は10年、20年経てばどんどん変わっていくが、そこにずっと山が見え続けるってことがその地域の愛着に繋がったりとか、山梨らしさに繋がったりとか、山が見えるということの意味をきちんと記載したうえで、あるものを活かしましょうという流れなのかと思う。

委員：

山が見えるところは街中では限られている。条件があった道路、橋の上や橋詰め、そこを大事にしていきましょうということ。

委員：

職員がそういう意識を持っていない人が多いと思うので、こういう話は強く出していった方がいいと思う。

委員長：

道路と公園の話はあるが、見晴らし広場の様な眺望ポイントについて書いてない。

山梨らしさはそういうところにあると思う。盆地が見え、眺望が広がっているところに、眺望ポイントを整備していることなど。

例えば北斎の河口湖の絵のようなところがある訳だから、そのような場所を活かす整備をしていくべきであり、うまくガイドラインに採り入れることができないのかな。

「道路」に載せるべき内容なのかな。御坂峠も良いところだが危険な場所である。

休憩施設かつ眺望ポイントの整備などについて掲載した方が良いと思う。

委員：

公共眺望ポイントのガイドラインを作成したが、それを載せれば良い。

委員：

気をつけなきゃいけないのが眺望ポイントを整備した後、木が生い茂って眺望を阻害してしまう事例が沢山あること。注意しなくてはいけない。

委員：

県有林では、そういう箇所の伐採の取組みをしている。施設管理者に眺望景観の管理という視点が足りない。

事務局：

公共眺望ポイントについては、毎年、施設管理者に対して管理の徹底や改善点について、依頼をしている。

委員：

色彩のことをまとめて8点ほど。

1. 色彩の考え方で公共事業の推奨色の話があったが、ここの前後に道路付属物等の新しくなったガイドラインの推奨色が入っていた方が分かりやすいと思う。
2. 良い悪いという例が非常に難しく、例えば資料編の1の所に「鮮やかな橋がメリハリをきかせている」みたいなことがあって、後には彩度2以下みたいなことを言っている。それはやはり経験が無い人を見ると、どっちなのかという話になると思うので、なぜ、シンボルとなる所ではそれが良くて、原則、穏やかな色で良いとの棲み分けが必要である。
3. 調和の話の所で「調和原則、ムーンペンサーの調和論」との話が出てくるが、実際に活用の術は無い。言われればそうだが、この調和論を持ってこうしていきましょうとはなりづらいので、実際に調和している景観がこの調和論に当てはめるとこうだよという説明があった方が良い。

4. 同じ項の「JIS安全色を回避した色彩」というのが唐突すぎるので、回避しなければいけないという訳ではなく、JISで決められた安全色彩というものがあるので、その色の見え方を阻害しないように、公共施設としては整備する方が目的としては重要であると思う。書き方を検討してもらいたい。
5. 資料編のP96に写真が出ているのが、明るい河川や港湾では構造物はシルエットに見えるという海辺の写真なのでこれは、河川か湖畔かの写真にした方が良い。
6. 資料編P95に色彩の考え方の話が出てくるが、これが実際の見え方の何に影響してくるのかの記載が無いとちょっと唐突で、確かに知識としては大事だが、現実とは結び付けづらいのではないか。
7. サンプルによる検証の話が出てきてすごく良いと思うので、他の全体の道路とか河川とか公園にも影響すると思うが、検討のフローというものが必要だと思う。  
まず現地に行く、周辺環境を把握する、計画を立てる、チェックする、みたいな計画の検討フローというのが冒頭に必要なものかもしれないが、どこにしてもあった方が良いと思う。
8. 皆さんが言っていた目的のところ、道路設計はマニュアルに入っているし、でもガイドラインだしみたいな色々複雑になっていることが課題だと思う。  
理論の話、デザイン・手法・技術の話、設計の原則の話みたいにちゃんとカテゴライズして、ページの耳の色を変えることや、章をそういう構成にするだとか、ここは何を言っているのかというのが視覚的に分かるような構成にすると良いと思う。

事務局にて、公共事業景観検討実施要領の改正について資料を基に説明。

委員：

第3条(3)で「築造する構造物が見える重要な視点場が存在する案件」とあるが、先程までの議論を踏まえると、逆に、そこからの眺望が良いとかそのような場所を対象事業とする流れにした方がよいのではないか。

委員：

景観形成の言葉には、視点場があるとかないとかではなく、もっと広い意味もあって、歴史的な地区と地域に、そういうところに造るものといったら、県の景観形成上重要な地域に造るものと言い換えた方が良いのでは。

例えば、市町村の景観形成重要地区であるとか重伝建であるとか。

委員長：

景観形成上重要な地区も入れる、立地することなど。

委員：

重要な視点場に含まれるともいえるが。

委員長：

含まれることもあるし、それが見えるところもある。

委員：

大体10億円以上の可能性となるとか、どの程度の事業なのか。道路であったらほとんどの事業が対象か。

事務局：

大きな補償や大きな構造物が生じるかは、構想段階では想定しにくいところではあるが、道路の延長や地形とかを考えると、概算で10億円以上となるのであれば、対象にすればいいのではないかと考えている。

委員：

そうなると県土整備部の担当が概算で決めていくのか。

事務局：

そのとおり。

委員長：

環状道路とかは。そのなかの一つの橋は対象とするのか。

委員：

事業をどう捉えるか。見るのか。

事務局：

事業が区切られている場合でも、全体のなかの一つとして見ていくことになる。公共事業評価の一覧表で確認できるので、大体判断できる。

委員：

県土整備部以外の部署が事業実施していて、この制度の利用を希望してくれば良いが、大体希望してこない。

一覧表が出てきたら、アドバイザー会議をして、対象事業を選べるというようにしたらどうか。金額とか構築物の大きさよりも、ここは重要だという場所があると思う。

事務局：

手続き的にその機会ができるか、確認が必要。

委員：

要綱で書くということは、景観の部署は一生懸命だけど、他の部署は協力的ではない。ここに書くことで出して下さいという意味づけが大事。

委員長：

だから農政部、森林環境部は入っていない。

事務局：

この景観検討は県土整備部だけに適用している。

委員長：

森林環境部も入っていないのか。林道も対象外か。

事務局：

入っていない。

景観形成ガイドラインの検討には、農政部も森林環境部も入っているが、公共事業景観検討には入っていない。

委員：

まずは、ここ（県土整備部）だけでスタートしましょう。ここから県全体へ。

委員：

ガイドラインに従うのは、自分たちだけではどうにも出来なそうなので、「アドバイザー会議の対象にしたい」と言ってくれればいいなという感じか。ガイドラインは全部対象としている。

委員：

都市計画には農道が入らないと、昔から変わらない部分がある。

委員：

第一歩としてガイドラインの対象となる。ガイドラインに従って、自分たちで事業をするのが大変であれば、このアドバイザー会議を活用して下さいということか。

事務局：

そのとおり。

委員：

ホームページで公表することが大切。

委員：

アドバイザー会議の構成員について、事業地の市町村職員を入れてはどうか。地元の意向や地域の特色などについて、事業に反映しやすいと思う。

市町村の職員でなくても良いが、地域のことがよく分かる人がいると良い。事業の合意形成ということからも必要であり、構想段階からの取組みが重要と思う。

委員：

私もそう思う。

地域の事情をちゃんと理解している人が入っているという効果と、景観はどういうものが伝わっていくというという効果の両面があると思う。

事務局：

景観計画を踏まえること。住民からの意見聴取方法についても議論の題材に乗せたうえで、進めていくこととしているが、地域の事情があるので、実情に応じたことをお願いするようにしたい。

委員：

山梨の景観形成の中で、先ずは公共事業でということはあると思うが、その次の段階として、補助事業とかがあると思う。山梨の農地の景観となると、公共事業でやることよりは、むしろ、擁壁が崩れたときに補助事業ですということがあると思う。公的なお金を入れるものに対しても、ガイドラインをつくっていく必要がある。

農林水産省系の補助で、一度、県なり市町村を經由して、住民に補助される。今、ほとんどのケースでコンクリート擁壁になってしまっている。

事務局：

農政部の事業で、個人に対する補助事業では、例えば、石積みの災害復旧時に構造計算が必要条件となるため、空積みだったものがコンクリート擁壁になってしまう。

そのことが、農村景観を変えてしまう要因にもなっているという問題がある。

今回のガイドラインに含めたいという考えから、担当部局とも協議したが、対象とすることはできなかった。

委員：

今後、庁内での会議にかけていくと思うが、国や警察などは当たり前事業をしており、それに従ってしまうということが多くある。例えば、金沢では、道路標識を小さくしようという努力をしている。そのような事例を入れることも考えるように。

事務局：

標識令に関するローカルルールは県でも整えている。  
化粧型枠と木製残存型枠について意見をもらいたい。

委員：

木製残存型枠については、管理が重要となる。

委員：

「周辺地形の改変は最小限として土工を採用し、」と記述されているが、木材が腐食しても土壌が安定するような工法を採用することを検討すること。時間の経過を使うような工法も検討すべきことも記述するように。法面の緑化でよく使われている。

委員：

山梨の場合は、コンクリートの堰堤の表面に木材の型枠を貼り、それが残ってしまうことが問題。木材が腐食すると良くない。

委員：

P 3 5の「周囲への影響」とは何の影響なのか分からない。本文にある「違和感」とはということなのか。

委員長：

景観的違和感ということかな。

P 6 7の写真(田原の滝)は×とあるが。

景観の価値観は非常に難しい。当時、良いとされていたものが今は良くないとされることもある。その逆もある。

事務局：

今回のガイドラインでは良い事例としては掲載しないこととしたい。つくりこみすぎと判断している。

委員：

掲載する写真の説明が重要。ここはダメだけど、ここは良い。みたいな記述となる。

型枠も担当者は製品を並べて検討する。予算を考えながら。この場合はこれよりもこっちみたいな感じ。

委員長：

よく見ないと違いが分からないようなものもあり、一概に良くないとも言えない。難しい。

委員：

砂防堰堤はそれ自体の必要性の検討も必要。

そもそも、寿命が違う材料を組み合わせるといふ発想の出発点は何か。

事務局：

間伐材を利用するというテーマがあった。

委員：

国土交通省の関東地方整備局などで作成したガイドラインに残存型枠の記述があった。

参考になると思う。

委員長：

慎重に使うということかな。

委員：

3章の3 - 6に構想段階から考えること、3 - 7で公共事業をまちづくりにつなげることが書かれているが、とても良いことが書かれていると思う。ここに、もう少し、地元市町村や住民が能動的に関われるようなことの視点や記載がほしい。事業がスムーズに進んでいくことにもなる。

次回の予定を事務局で説明し閉会。